

2017 OKAYAMAチャレンジカップレース

特別規則書

公 示

2017 OKAYAMAチャレンジカップレースは、日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則とおよびその付則、ならびに本特別規則に従い準国内格式競技として開催される。

本特別規則には、以下の各特別規則／規定が含まれる。

- ・2017 岡山国際サーキット 4輪レース一般競技規則
- ・TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017レギュレーションブック
- ・TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2017レギュレーションブック
- ・2017 ロードスター・パーティレースⅢ競技規定／車両規定
- ・2017 N-ONE OWNER'S CUP特別規則
- ・2017 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN 競技規定／車両規定
- ・フォーミュラEnjoy 2017 HAND BOOK

第 1 章 総 則

第1条 競技会の名称

2017 OKAYAMAチャレンジカップレース

第2条 競技種目・格式

4輪自動車による準国内格式レース

第3条 オーガナイザー

株式会社岡山国際サーキット
アイダクラブ（AC）
〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210
TEL 0868-74-3311
FAX 0868-74-2600

第4条 開催場所

岡山国際サーキット（1周：3,703m/右回り）
岡山県美作市滝宮1210
TEL 0868-74-3311
FAX 0868-74-2600

第5条 大会役員、審判員と審判員の判定事項

各大会の公式プログラムもしくは公式通知に示す。

第7条 レース周回数・決勝出場台数

レース区分	周回数	決勝出場台数
F 4 西日本シリーズ	15周	38台
スーパーF J、F J 1600	12周	40台
AE 86、Nゼロー86、N1ー86	10周	40台
ユーノスロードスター	10周	40台
ポルシェトロフィー	12周	38台
WEST VITA	10周	40台
TOYOTA GAZOO Racing ネットカップ ヴィッツ 関西シリーズ	10周	42台
TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race	12周	40台
ロードスター・パーティレースⅢ	8周	40台
N-ONE OWNER'S CUP	8周	42台
<u>GLOBAL MX-5 CUP JAPAN</u>	<u>45分</u>	<u>40台</u>
<u>フォーミュラEnjoy</u>	<u>10周</u>	<u>40台</u>

※耐久レースについては、別途特別規則に示す。

第2章 参加者

第8条 参加者

参加者は、大会期間中有効な J A F 競技参加者許可証を所持するものでなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合は、その限りではない。（限定国内Aライセンスは兼任不可）また、参加代表者が自ら競技会に出席できない場合、事前に文書にて代理人を指名しなければならない。

第9条 ドライバー

1. 全てのドライバーは、大会期間中有効な運転免許証および J A F 競技運転者許可証国内A以上の所持者とする。また以下の各クラスについては各項の条件を満たしている者とする。

①F 4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たす者が参加できる。

- 1) 過去のレース出場実績が3回以上であること。
- 2) 過去のレース出場実績が2回以上で、かつ J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上であり、その証明を有すること。
- 3) 過去のレース出場実績が1回で、かつ J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上であり、その証明を有すること。
- 4) J A F 公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上でありその証明を有すること。

②スーパーF J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証A以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンス所持者で、上記①1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。ただし、2014～2016年にGP2、全日本スーパーフォーミュラ選手権(旧F・ニッポン)、F3のいずれかのレースにおいて6位以内に入賞した経験を有する者は参加できない。

③TOYOTA GAZOO Racing ネットカップ ヴィッツ 関西シリーズ(NCP131)

「TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2017レギュレーションブック」のシリーズ規則に従うものとする。

- ④TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race
「TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017レギュレーションブック」のシリーズ規則に従うものとする。
- ⑤ロードスター・パーティレースⅢ
「2017 ロードスター・パーティレースⅢ競技規定」のシリーズ規則に従うものとする。
- ⑥N-ONE OWNER'S CUP
「2017 N-ONE OWNER'S CUP特別規則」のシリーズ規則に従うものとする。
- ⑦2017 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN
「2017 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN競技規定」のシリーズ規則に従うものとする。
- ⑧フォーミュラEnjoy
「フォーミュラEnjoy 2017 HAND BOOK」の第3条に準ずる。
2. 20歳未満のドライバー
20歳未満のドライバーは親権者の承認を必要とし、参加申込書の該当欄に親権者の署名、捺印、住所の記載を受けて提出しなければならない。
3. ドライバーの選任
①参加者は1台の参加車両に対し、ドライバー1名を指名登録すること。
②選任されたドライバーをやむを得ない事情により変更する場合は、本特別規則第24条に従うこと。
③耐久レースについては、耐久レース特別規則に準ずる。

第10条 ピット要員

- 各クラスのピット要員（メカニック等）の登録は、ピット責任者を含み3名までとする。ただし、1名につき3,000円のピット要員追加登録料を添えて、2名までの追加登録ができる。尚ピット要員は16才以上であること。
- 耐久レースについては、耐久レース特別規則に準ずる。

第11条 ゲスト

参加者がゲストを招く場合は、大会事務局で所定の手続きを行い、ゲスト用クレデンシャルを購入しなければならない。ゲスト用クレデンシャルの販売は、レース前日の出場受付時より行われる。

(2,160円/税込・1名)

また、各チーム責任者はゲストのピット・パドックにおける安全マナー（禁煙等）を徹底すること。

第 3 章 参 加 車 両

第12条 参加車両

参加車両は下記の各項に従ったものとする。

- FJ1600、AE86、ポルシェトロフィー（A・Bクラス）、ユーノスロードスター、WEST VITA各クラス「2017 OKAYAMAチャレンジカップレース特別競技車両規則第1章および第3章」に従った車両とする。
- F4、スーパーFJ
「2017 OKAYAMAチャレンジカップレース特別競技車両規則第1章、第2章および第3章」に従った車両とする。
- N1-86
「2017 OKAYAMAチャレンジカップレース特別競技車両規則第1章および第3章第17条」に従った車両とする。

※車両型式「DBA-ZN6-E2*8」（通称 86KOUKI型またはアプライドE型）については、40kgのハンデウエイト（バラスト）の搭載を義務づける（但しバラストは十分な強度

を持つ単一構造体で、工具によって車室または荷物室の床に目視出来るように強固に取り付けられ、封印出来る構造でなければならない。)。なお、ハンドウエイトの重量はシーズン途中に変更される場合がある、その場合はブルテンにて公示される。

4. Nゼロー86
「GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017レギュレーションブック」のシリーズ規則に従った車両とする。
5. TOYOTA GAZOO Racing ネットカップ ヴィッツ 関西シリーズ(NCP131)
「TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2017レギュレーションブック」のシリーズ規則に従った車両とする。
6. TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race
「TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017レギュレーションブック」のシリーズ規則に従った車両とする。
7. ロードスター・パーティレースⅢ
「2017 ロードスター・パーティレースⅢ車両規定」のシリーズ規則に従った車両とする。
8. N-ONE OWNER'S CUP
「2017 N-ONE OWNER'S CUP特別規則」のシリーズ規則に従った車両とする。
9. GLOBAL MX-5 CUP JAPAN
「2017 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN車両規定」のシリーズ規則に従った車両とする。
10. フォーミュラEnjoy
「フォーミュラEnjoy 2017 HAND BOOK」の車両規則に準じたFE2車両とする。

第13条 改造申告及び車両仕様申告

1. AE86、N1-86、ポルシェトロフィー（A・Bクラス）、ユーノスロードスター、WEST VITA各クラスの参加者は、規定の範囲内で改造や変更を行っている場合でも、その改造や変更点の詳細を改造申告書に記載し参加申込時点で提出しなければならない。
2. その他のクラスの参加者は車両仕様書にその内容を記載し、参加申込時点で提出しなければならない。（登録ナンバー付レースは公認レース車両申告書）
3. ただし改造、仕様内容は参加するレースの出場受付時まで修正、または再提出が許される。

第14条 競技番号

1. 数字はアラビア数字、書体はフーツラボード書体、数字縦の長さはフォーミュラカーの場合25cm以上その他の車両は30cm以上とする。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 (書体見本)

2. フォーミュラカー以外の参加車両は白色のゼッケンベースをボンネット部・両側のドア、車両後方の4カ所に設けること。ボンネット部両側のドアにおいては、たて35cm×よこ45cm以上に相当する大きさとし、後方のゼッケンベースおよび競技番号はリアガラス右下方もしくは車体後方で後方視界が有効に確保できる大きさとする。
3. 1桁の競技番号のゼッケンベースについては、競技番号の周囲に15cm相当の余白を有するものでも良い。
4. 競技番号の色はフォーミュラカーは車体色との対称色とし、それ以外の車両は黒色とする。
5. フォーミュラカーの競技番号は、フロントカウル上面とコクピット部分の左右側面（またはリアウイングの左右側面）の3カ所に記入されなければならない。
6. 各レースのアソシエーションがゼッケン規定を定めている場合は、それを優先する。
ポルシェトロフィークラスはポルシェカレラカップジャパン及びポルシェGT3カップチャレンジの書体・ゼッケンベースをそのまま使用する事ができる。

第 4 章 参加申込・受付

第 15 条 参加申込

1. 参加申し込み方法

出場申し込みは申し込み期間内に

- ①岡山国際サーキットホームページでのWebエントリー
- ②現金書留による郵送
- ③岡山国際サーキット事務局窓口
- ④銀行振込による支払い（申込用紙別途郵送）

上記何れかの方法で行わなければならない。（申し込み期間内の消印のあるものを有効とする）
尚、郵送、サーキット窓口、銀行振込で行う場合は参加料と下記のことを揃え申し込むこと。

- 1) 参加申込書（保険加入済み申告書、誓約文署名と未成年者の親権者承諾書を含む）
- 2) 車両仕様書（登録ナンバー付レースは公認レース車両申告書）
- 3) 登録ナンバー付レースは以下の書類を提出

・自動車検査証コピー

（GAZOO Racing ネットカップヴィッツ 関西シリーズは除く）

※ピット要員を追加登録しているチームはピット要員追加登録料を添えて申し込むこと。

また、参加料・出場登録料を銀行振り込みにて支払う場合は、事前に上記申込書類を送付の上、振込日を連絡すること。

【振込先口座】 トマト銀行 吉井支店
 株式会社岡山国際サーキット
 普通 1088242

※ドライバー名またはエントラント名にてお振り込みをお願い致します。

2. 参加申込の郵便は締め切り日の消印があるものまで有効とされる。

やむを得ない事情で上記申込期間内に手続きを行えなかった参加者は、事前に事務局に連絡し、当該レース開催日の7日前までに上記提出物に加え下記の手続きを行うことで申し込みが可能となる場合がある。

- ・参加者の氏名／参加クラス／理由を記した嘆願書
- ・事務手数料 3,000円（税込）

3. 電話またはFAXでの参加申込は受けられない。

4. 参加申込先

岡山国際サーキット・レース事務局
 〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210
 TEL 0868-74-3311

5. 参加申込期間

本規則第1章第6条に示す。

6. ワンメイクレース

TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Raceは「TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017レギュレーションブック」、ロードスター・パーティレースⅢは「2017 ロードスター・パーティレースⅢ競技規定」、N-ONE OWNER'S CUPは「2017 N-ONE OWNER'S CUP特別規則」、GLOBAL MX-5 CUP JAPAN「2017 GLOBAL MX-5 CUP JAPAN競技規定」、フォーミュラEnjoy「フォーミュラEnjoy 2017 HAND BOOK」の各シリーズ規則に従うものとする。

第16条 参加料

クラス	参加料 (税込)
F 4 (1大会2レース)	70,200円
スーパーFJ、FJ1600	39,960円
	1大会2レース
AE86、N1-86、Nゼロ-86	39,960円
ユーノスロードスター	39,960円
WEST VITA	39,960円
ポルシェトロフィー (A・Bクラス)	43,200円
TOYOTA GAZOO Racing ネットカップ ヴィッツ 関西シリーズ (NCP131)	37,800円
<u>フォーミュラEnjoy</u>	39,960円

※Webエントリーは300円割引となります。

(TOYOTA GAZOO Racing ネットカップ ヴィッツ 関西シリーズはWeb割引対象外となります。)

※耐久レースについては、別途特別規則に準ずる。

第17条 保険

ドライバーは900万円以上、ピット要員は400万円以上の傷害保険に加入していなければならない。出場申し込みの際に「保険加入済申告書」を提出しなければならない。

レースに有効な保険に未加入または補償額が国内競技規則付則「自動車競技の組織に関する規定」第8条に定める額（ドライバー900万以上／ピット要員400万以上）に満たない場合は、別途出場登録料が必要となるのでチャレンジカップレース事務局にて所定の手続きを行う事。

第18条 参加受理と不受理

1. 参加申込者に対しては、締め切り後に競技会事務局から参加受理または不受理が通知される。

※Webエントリーで参加受理書の郵送を希望の場合は、郵送料200円が必要。

2. 参加を受理されなかった申込者に対しては、参加料が返還される。

ただし、事務手数料として2,000円（税込）を差し引く。

参加を受理された後、参加を取り消す申込者には参加料は返還されない。

3. 申し込み後のキャンセルに関する規定

・エントリー開始～エントリー期間終了・・・全額返金

・エントリー期間終了後～大会14日前・・・事務手数料2,000円（税別）を差し引き返金

・大会13日前～大会当日・・・・・・・・・・返金なし

第19条 出場受付（書類検査）

1. 出場受付時に下記書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ・正式参加受理書
- ・競技参加者許可証（ドライバーが参加者を兼ねる場合は不要）
- ・競技運転者許可証
- ・運転免許証
- ・レース出場誓約書（Webエントリー者のみ）

2. 参加が正式に受理された参加者には、競技会前日または当日に行われる出場受付場所で、参加者・ドライバーおよびピット要員のクレデンシャル、サービスカーの車両通行証が正式参加受理書と引き換えに交付される。尚、クレデンシャル、車両通行証を紛失または破損した場合は大会事務局にて手続きし、再交付を受けること。その際再交付手数料3,000円（税込）／1枚が必要となる。

※出場受付時に本規則第10条記載の5名の範囲内でピットクルーを追加することが可能。

ピット要員追加登録料・・・3,000円（税込）／1名（2名までの追加登録）

第 5 章 車両検査、車両保管

第 20 条 公式車両検査

1. 競技に参加する車両は、各競技会のタイムスケジュールによって示された時間に実施される公式車両検査を受けなければならない。
2. 公式車両検査の結果、参加が不適当と判定された車両また技術委員長による改善命令に応じない車両は、競技に出場できない。
3. 公式車両検査に合格した車両の交換は禁止される。
4. 技術委員長は、公式車両検査の時間外であっても随時に参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。
5. 参加ドライバーは、公式車両検査に併せて行われるドライバー装備品検査の為、2017年JAF国内競技車両規則レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則に従い次のものを提示しなければならない。
 - ・ヘルメット
 - ・レーシングスーツ（耐火炎レーシングスーツ）
 - ・レーシンググローブ（耐火炎グローブ）
 - ・ソックス（耐火炎ソックス）**※強く推奨**
 - ・アンダーウェア（耐火炎アンダーウェア）**※強く推奨**
 - ・バラクラバス（目出し帽）（耐火炎バラクラバス）
 - ・レーシングシューズ（耐火炎シューズ）
 - ・頭部及び頸部の保護装置（FHRシステム） **※2015年より義務化となっております。**
 - ・※2, 000cc未満のナンバー付き車両は各シリーズ規則で推奨の場合がある。
 - ・クールスーツ
クールスーツを使用する場合、取り付けに関し技術委員の指示に従うこと。車室内に搭載されるクールボックス及びボックス内の水・氷はクールスーツ使用時のみ取り付け可能だが、車両重量には反映されないものとし、取外した場合でも最低重量を満たす事。
6. 公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。尚競技中に不適合が発見された場合、当該競技からの除外を含む罰則が課せられる。
また、合格した車両であってもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。
7. 競技番号は、公式車両検査以前に車両の所定の位置に記入されていなければならない。
8. 審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定時刻までに検査を受けない車両は、公式予選および決勝レースに参加することができない。
9. 公式車両検査終了後の車両はいかなる改造も許されず、修理、調整については必ず技術委員長の許可を受けたうえで行うものとする。
10. 公式車両検査終了後、技術委員長の許可を得て分解または改変された結果、当該車両の安全性が低下するか、またはその適合性に疑問が生じた場合、あるいは事故に遭遇し同様の結果となった場合には、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。
11. いかなる車両も、安全上の理由から出走を禁止される場合がある。
12. 競技長は、事故に遭遇した車両に対し、車両の検査、ドライバーの身体検査を求めることができる。

第 21 条 燃料

1. 全てのクラスにおいて競技に使用できる燃料は岡山国際サーキット場内のガソリンスタンドで販売される以下の無鉛ガソリンのみとする。

【無鉛ハイオク】

商 品 名	出光スーパーゼアス
密 度	15℃ g/cm ³ 0.7359
オクタン価	リサーチ法 100
鉛 分	g/l 0

※ただし、Nゼロー86、TOYOTA GAZOO Racing ネットカップ ヴィッツ 関西 シリーズ (NCP131)、TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race、ロードスター・パーティレースⅢ、N-ONE OWNER'S CUP クラスの燃料は上記もしくは、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンとする。

2. 燃料には添加剤を混入したり、オクタン価を高めたり、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたりしてはならない。ただし、潤滑に必要なオイルの銘柄や仕様は自由とする。
3. スプリントレースの場合、公式予選・決勝レースにおいて、競技中の燃料・オイルの補給は禁止される。
4. シーズン中に指定ガソリン銘柄が変更される場合は事前に参加者に告知される。

第22条 競技終了後の車両保管と入賞車両の車両検査

1. 決勝レースを終了した完走車両は、競技役員 の指示により、所定のパークフェルメに必要な時間保管される。保管中の車両を改造したり整備してはならない。
2. 入賞車両、抗議対象車両及び技術委員長指名車両は、レース終了後または競技会審査委員会の求めに応じて随時、車両の分解、音量測定その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。この時再車検に応じない車両は失格を含む罰則が課せられる。
3. 公道走行チェック (登録ナンバー付レース)
 - ①登録ナンバー付レースにおいては参加受付車両すべてに対して、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行が可能であることを確認するための安全対策として、公道走行チェックが義務付けられる。
 - ②決勝レース終了・車両保管解除後に、当該大会競技役員立会のもとで、指定した検査員が当該大会主催者によって定められた場所にて実施する。全ての参加車両は、検査開始から60分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。
 - ③決勝レースに不出場またはリタイヤした場合も、当該大会競技役員 の指示に従い、公道走行チェックを受けること。
 - ④検査項目：検査箇所は下記のとおりとする。
 - 1) 車体外板
 - 2) かじ取り装置
 - 3) 制動装置
 - 4) 走行装置
 - 5) 緩衝装置
 - 6) 動力伝達装置
 - 7) 電気装置
 - 8) 原動機
 - 9) 排気系
 - 10) 灯火装置・方向指示器
 - 11) 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - 12) 競技走行において異常が認められた箇所。

検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。

但し、下記の検査内容を追加する。

- ・エアバッグコンピューターのコネクター接続
- ・最低地上高 (9cm以上)
- ・排気ガス

⑤検査の合否と処置：

公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両は規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない。（キャリアカーの手配及び費用は当該参加者負担）規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。なお、検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の整備作業等が完了していることがわかる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本シリーズへの参加は受理されない。

⑥検査を受けなかった場合：

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、かつ、その参加者、ドライバー及び車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第 6 章 車両変更とドライバー変更

第 23 条 車両変更

やむを得ない事情による車両変更は、参加申込をした同クラスについてのみ許され、変更の期限は当該車両の公式車検開始までとする。このとき変更する車両が変更前の車両と異なる型式の場合、変更後の車両型式と変更料を競技会事務局に届け出、審査委員会の承認を得なければならない。
変更料・・・・・・・・5,000円（税込）

第 24 条 ドライバー変更

やむを得ない事情によるドライバー変更は、公式通知に記された当該クラスの参加受付又は参加確認時間までに指定様式に変更料を添えて競技会事務局に届け出、審査委員会の承認を得なければならない。
変更料・・・・・・・・5,000円（税込）

第 7 章 メディカルチェック／ブリーフィング

第 25 条 メディカルチェック

1. メディカルチェックが行われる競技会においては競技に参加する全てのドライバーは公式通知に示される時間内にBパドック内メディカルセンターでメディカルチェックを受け、競技会指定医師による競技参加承認を得なければ、公式予選および決勝レースに出走できない。
2. 競技長あるいは競技会指定医師は、必要と認めた場合いつでもドライバーの身体検査を行うことができる。

第 26 条 ブリーフィング

1. 決勝レースに出走するすべてのドライバーは、タイムスケジュールに示す時間に必ずドライバーズブリーフィング出席しなければならない。
2. ブリーフィングに遅刻・欠席したドライバーは、再ブリーフィングを受けなければならない。
再ブリーフィング受講料
遅刻・・・・・・・・5,000円（税込）
欠席・・・・・・・・10,000円（税込）

第 8 章 公 式 予 選

第 27 条 公式予選

1. ドライバーは、定められた時間に行われる当該クラスの公式予選に参加しなければならないが、その際に使用する車両は、公式車両検査に合格したものに限られる。
2. 予選方法はタイムトライアル方式とする。義務周回数は定めないが、少なくとも1周はラップタイムが計測されなければならない（本特別規則第29条の場合を除く）。予選走行に関する諸規則は特に定められていない場合は決勝レースと同様とする。
3. 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高ラップタイム順に決定される。2名以上のドライバーが同一の最高ラップタイムを記録した場合には、最初にそのタイムを出した車両が優先され、以下この方法に準じて順位が決定される。
4. 各レース区分とも、公式予選で達成されたタイムの上位3台のベストラップタイムの平均に130%を乗じたものを予選通過基準タイムとし、これを満たした者の中から予選結果の順に従ってグリッドの定数まで決勝進出権が与えられる。ただし、この基準ラップタイムは天候その他の状況により変更されることがある。
5. 公式予選中の規則違反の事実が明らかになった場合、当該ドライバーによってその時点までに記録されたタイムの一部あるいは全部と、次の1周のタイムはすべて無効とし、公式記録から削除される。
6. 参加申込台数が、当該クラスの決勝出場台数を超過した場合、公式予選を複数グループに分けて行う場合がある。この場合は以下に従い決勝出場選抜を行う。
 - ①当該クラスの前回レース予選結果に基づき、グループ分けが決定される。
 - ②各グループの予選順位に基づき、各グループトップから交互にスターティンググリッドを選抜する。
 - ③選抜の順番は、各グループのトップタイムを比較し、タイムの良いグループから順とする。
7. 公式予選中の車両修理とタイヤ交換は必ず各自のピット前の作業エリアで行うものとし、他の場所で行うことは厳禁する。また、安全上、競技長が特に認めた場合を除き、ピットガレージおよびパドックでこれらの作業を行うことは禁止され、一旦ピットガレージまたはパドックに入った者はすべて走行を終了したのものとして再びコースに戻ることは許されない。なお、公式予選中のタイヤ交換については作業回数、使用数量等が制限されることがあり、2017 OKAYAMA チャレンジカップレース特別競技車両規則または各シリーズ規則に明示される。
8. 安全上、競技長はコースの清掃、整備または車両の回収、負傷者の救出等のため赤旗を表示することにより公式予選を中断することができる。公式予選の中断の場合、予選時間の短縮は競技会審査委員会が決定する。このように公式予選が中断された場合でもドライバーおよび車両の予選通過に対する影響についての抗議は受けられない。
9. 公式予選中、または公式予選中断時に、何らかの理由によりオフィシャルの手助けを受けピットに戻った車両は、公式予選の残りの時間内に再びコースインすることはできない。ただし、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章サーキットレース2.5トラック上の緊急役務2.5.2「車両の停止の場合」におけるケースを除く。
10. 耐久レースについては、耐久レース特別規則に準ずる。
11. 各レース区分において参加台数がグリッド数に満たない場合、そのレース区分を他のレース区分と混走とする場合がある。
12. 1大会2レース時のグリッドの決定
決勝レースのスターティンググリッドは公式予選結果に基づいて以下の通り決定される。
公式予選結果におけるベストラップを第1レースのグリッドとし、公式予選結果におけるセカンドベストラップを第2レースのグリッドとする。

第28条 補欠車両

1. 予選通過基準タイムを達成した車両台数が、決勝出場台数を超えた場合、次の条件で補欠指名を受けることができる。
 - ①補欠指名願を出せる車両は、公式予選不通過車両中、予選通過基準タイムを達成している者の上位3位までとする。公式予選を複数組に分けて行った場合は、公式予選不通過車両中、予選通過基準タイムを達成しているものの公式予選各組上位2台までとする。
 - ②補欠指名を希望する参加者は、予選暫定結果発表後30分以内に競技会事務局に申し出ること。
2. 当該クラスのドライバーズブリーフィング開始までに、公式予選通過車両の中から決勝レースに出場できない車両があった場合、以下の手順により補欠車両は決勝レースに出場できる。
 - ①補欠車両の決勝レース出場は競技会審査委員会の承認を得ること。
 - ②決勝レース出場の優先権は、各車両の公式の予選成績順とする。公式予選を複数組に分けて行った場合は各車両公式予選成績順とし、同順位の場合は各予選組1位とのタイム差を比較し少ない方を優先する。
 - ③補欠車両のドライバーは必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
 - ④決勝出場が認められた補欠車両は、正規の手順に従ってスタート前チェックを受け、原則的にスターティンググリッド最後尾につかなければならない。

第29条 公式予選通過基準未達成者の決勝出場

公式予選通過台数が決勝出走台数に満たなかった場合、2017岡山国際サーキット・4輪レース一般競技規則第6章第28条に基づき、競技会審査委員会は、予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーの決勝レースへの出場を認めることができる。この場合決勝出場願の提出期限は予選暫定結果発表後30分以内とし、以下出走までの手順については、前記第28条の補欠車両2. に準ずる。ただし競技会審査委員会において申請者が決勝レースに出場する条件を満たしていないと判断された場合は出走が認められない。尚、予選に出走していない場合でも、競技会審査委員会において申請者が決勝レースに出場する条件を満たしていると判断した場合は、決勝レースへの出走を認められる場合がある。

・申請手数料5,000円(税込)／台

なお、出走が認められなかった場合、申請料は返金される。

第9章 決勝レース**第30条 出走前点検**

1. 決勝レースに出場する車両は、所定の場所において出走前の車両点検を受けて、技術委員による出走許可を得なければならない。
2. 定められた時刻までに所定の待機場所に集合せず、出走前点検を受けなかったドライバー及び車両は、コースインすることができない。

第31条 スタート

1. スターティンググリッド
 - ①スターティンググリッドは、1、1、1、のスタッガードフォーメーションとし、ポールポジションは最前列左側とする。スターティンググリッドに着くことができなかった車両のグリッドはそのまま空席とし、他の車両はグリッド上の各々の車両の位置を保持しなければならない。
 - ②耐久レースは耐久レース特別規則に準ずる。
2. スタート方式
 - ①スプリントレースは定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートとする。
 - ②耐久レースは、ローリングスタートとする。

3. スタート進行

- ①公式通知に示されるコースイン時間になると、グリッドへ向けてのコースイン開始合図が出され、すべての車両は公式通知に示された規定時間以内にグリッドへ向けてピットレーン出口からコースインしなければならない。
- ②規定時間以内にコースインできなかった車両は、正規にスタートできなかったものとみなされ、ピットスタートとなる。ピットスタートはピットレーン出口で待機し、決勝レースで全車がスタートし、最後尾の競技車両がピットエンドを通過した後、競技役員がピットロード出口の信号機の緑灯を点灯することにより、スタートとなる。
- ③スタートの手順の進行はボードと信号機の表示に従って行われる。これらのボードと信号表示は警告音とともに表示される。

(1) 5分前 (5minボード&赤ランプが4灯点灯)

: 秒読み開始。グリッドへの進入は締め切られる。この時点でグリッドへ着けなかった車両は既にコースインしている車両の最後尾もしくはピットに戻り前記②で決められている要領でピットスタートとなる。

(2) 3分前 (3minボード&赤ランプが3灯点灯)

: コース上におけるすべての作業は禁止される。ドライバー、競技役員およびエンジン始動用外部エネルギー源あるいは補助的な装置を使用するピット要員2名を除くすべての者はコース上から退去する。

(3) 1分前 (1minボード&赤ランプが2灯点灯)

: ドライバーが車両内に着座したままエンジンを始動する。ついで、上記(2)で明記したピット要員2名が、コース上から退出する。

(4) 15秒前 (赤ランプが1灯点灯)

: この表示の15秒後、赤灯は消灯、緑のスタートライトが点灯し、競技車両はグリッド上の隊列を保ちながらポールポジション車両のペースによってフォーメーションラップを開始する。

また、隊列は可能なかぎり整然を保ち意図的な低速走行等は行わないこと。フォーメーションラップ中、追い越しは禁止される。

- ④スタートできないドライバーは、腕を挙げなければならない。他の全車両がフォーメーションラップを開始した後、競技役員のみが当該車両をトラック上で押してエンジンを始動することができる。ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。

- ⑤フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れてしまった車両は、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出した場合に限り、フォーメーションラップ中に自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。なお、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示される。黄旗を提示された車両は自己のポジションに戻るための追い越しは出来ない。

上記に明記されたフォーメーションラップに出遅れた車両および理由の如何にかかわらずフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、安全に配慮し、自己のポジションに戻るために他の車両を追い越すことが許される。

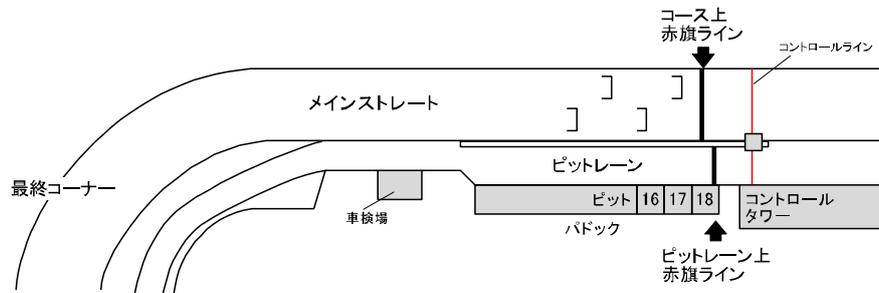
ただし、ピット進入ロード (第1セーフティカーライン) に到達するまでに自己のポジションに戻る事が出来なかった場合、ピットに戻り、スタートがなされた後、スタートした競技車両の集団がピット出口を通過した後に、ピット出口の信号機にグリーンライトが点灯することによりピットスタートが許される。

- ⑥車両がスターティンググリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置にエンジンをかけたまま停車する。各車両のグリッド番号または競技番号を記載したボードを持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が正規のグリッド位置に停止したらただちにボードを降ろす。すべてのボードが降ろされたら、スターターは赤ランプを1灯点灯する。赤ランプが1秒間隔で5灯全て点灯した後、通常2秒以上3秒以内に全赤ランプが一斉に消灯となりレースがスタートする。

- ⑦スターティンググリッドに帰着後、スタートできなくなった場合は、当該ドライバーは両腕を頭上に挙げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。エンジンストール後、エンジン始動ができて、競技役員は黄旗振動を続け、当該車両はストール車扱いとなる。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーは最後尾もしくはピットからスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは、当初のスターティングポジションに基づき位置決めされる。これらの車両は、再フォーメーションでストール車があった場合でも当初のグリッドに戻ることはできない。また、スターティンググリッドに帰着後、何らかの理由によりスタート遅延の原因となったドライバーもストール車と同様の扱いとする。
- ⑧車両がフォーメーションラップ終了時にスターティンググリッドに着いたとき何らかの問題がある場合には下記の処置が取られる。
- (1) まだ赤ランプが点灯していない場合は、黄ランプを5灯点滅させ、赤旗の振動提示と「START DELAYED（スタート遅延）」 ボードがスタートラインに掲げられる。
 - (2) 赤ランプ点灯後の場合、スターターは赤ランプが点灯したまま黄ランプを5灯点滅させ、「START DELAYED」 ボードをスタートラインに掲げる。
 - (3) 前記(1)および(2)いずれの場合においても全車両のエンジンは切られ、スタート手順は3分前の時点から再開され、レース距離は1周回減算される。
 - (4) スターティンググリッドの最後列の車両がスタート不能となった場合は、前記(1)～(3)は適用されない。
- ⑨当該レースが選手権レースの場合、上記⑧を適用することが必要となり、スタート手順が何度繰り返されようと、その結果どれだけレースが短縮されようと、そのレースは選手権に数えられる。
- ⑩前記⑨の手順が1回以上必要となった場合でも、燃料補給は禁止される。
- ⑪スタート後、スターティンググリッドにおいて作動不能となった車両がある場合競技役員は、ただちにエンジンをスタートさせるべくコースに沿って車両を押すものとする。数回の試みの後も当該車両が始動しない場合には、競技役員は当該車両をピットまたは他の安全な場所（競技役員の指示による）まで押して移動する（距離が近ければ、ピットレーン出口から入ることもできる）。その後自己のピットでメカニックが介入し、エンジン始動用外部補助エネルギー源あるいは補助装置によってエンジンを始動させることができる。ピットおよびピットレーンでの押しがけは厳重に禁止され、ペナルティの対象となる。
- ⑫決勝レーススタートの際シグナリングプラットホームには許可された競技役員以外の立ち入りは禁止される。
- ⑬5分前の赤ランプが4灯点灯されてからスタート5秒前のレッドライトが点灯するまでの間に降雨などによりコースコンディションが変化し、このままスタートすると安全性に問題があると競技長が判断した場合には、黄ランプを5灯点滅させスタートラインで「START DELAYED（スタート遅延）」 ボードを表示しスタートが遅延される場合がある。この場合のスタート手順は上記⑧-(3)と同様とする。レース距離は当初の距離とする。
- ⑭例外的な状況下では、2017 岡山国際サーキット・4輪レース一般競技規則 附則1 セーフティカー運用手順16.を適用したセーフティカー後方からのレース・スタートとする場合がある。
4. 反則スタートを判定するため審判員が任命される。反則スタートに対しては、ドライビングスルーペナルティもしくは、決勝結果に30秒を加算するものとする。
また、審判員の判定に対する抗議は一切受け付けられない。
 5. スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合がある。

第32条 レースの中断および再スタート

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ランプの点灯と黄ランプの点滅による中断ライトをスタートライン上において提示することを命ずる。



1. レース中断

①中断の合図が出されたら、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。そして全車はスタートライン手前の赤旗ラインの後方のグリッドまでゆっくりと進み、そこで先頭車両の位置に関わらずスタガードフォーメーションで停止しなければならない。なお、レースが再開される際の全ての車両のグリッドは、赤旗ラインに停止した順に配列されるものとする。

もし、コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻る事が出来なくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。

この場合、レースが再開される際の全ての車両のグリッドは、審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。

セーフティカーは、赤旗ラインの前方に進み出る。

②レース中断の間は、

- ・レースも計時システムも停止することはない。
- ・車両が一旦赤旗ライン後方に停止したならば、またはピットに入ったならば作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなってはならない。
- ・グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。

③レースが再開されたなら、ピットにいたすべての車両はピットを出ることができるが、レースが中断されたときにピット入口あるいはピットレーンにいた車両は、他車に先駆けてピットを出ることができる。上述の事項を条件として、ピット出口よりレースを再開しようとする車両はすべて、他車を不当に遅らせることがない限り、自力で出口にたどり着いた順にレース再開をすることができる。

④これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる。

- ・エンジンの始動およびエンジン始動に関する準備
- ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

①遅延は出来る限り短く保たれ、再開の時刻がわかると直ちに、チームはピット放送等を通じて知らされる。

②スタート再開前に、5分前、3分前、1分前、及び15秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらの何れのボード（またはシグナル）も警告音を伴うものとする。

③5分前ボード（およびシグナル）が提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

④**3分前ボード 全ての作業は禁止される。**

⑤1分前ボード（およびシグナル）が提示される時には、エンジンを始動しなければならない。チームのスタッフはすべて、1分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての機材を持ってグリッドから退去する。

⑥レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。

セーフティカーは、さらに介入が必要な状況が重なって発生している場合を除き、1周回後にピットに入る。

⑦グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。

その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分の距離以内を保って続く。列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時のピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車両隊列に合流することができる。

- ⑧この周回の間は、赤旗ラインを離れる際に遅れてしまい、その後ろの車両がその車両を追い越さないと隊列の残りを不当に遅らせることになってしまう場合にのみ許される。この場合、ドライバーはレース中断前の順序を取り戻す場合においてのみ追い越しが許される。
 - ⑨赤旗ラインを離れる際に遅れてしまったドライバーは、残りの車両がラインを通過した後も動かなかった場合、他の走行している車両を追い越してはならない。当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
 - ⑩審査委員会により、この周回中に不必要に他の車両を追い越したと判断されたドライバーに対しては、ドライビングスルーペナルティもしくは決勝レース結果に30秒を加算の何れかのペナルティが課せられる。
 - ⑪この周回の間は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項第2章2.9セーフティカー2.9.15、2.9.16、2.9.17および2.9.18が適用される。
 - ⑫レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。
3. 耐久レースについては、耐久レース特別規則に準ずる。

第33条 セーフティカー

競技長の決定により必要に応じて、2017 岡山国際サーキット・4輪レース一般競技規則 付則1 セーフティカー運用手順の規定に従い、セーフティカーが導入される。

第34条 他のレース区分との混走レース

1. ポルシェトロフィーレースはAクラス、Bクラスの混走レースにて行う。クラス区分は特別競技車両規則の通りとする。
なお、Bクラスで参加台数が2台未満であった場合、Bクラスは不成立とし、Aクラスへ編入される。また、この場合の賞典及びシリーズポイントは編入されたAクラスとなる。
2. スーパーFJ、FJ1600は混走とする。クラス区分は特別競技車両規則の通りとする。
3. N1-86、Nゼロ-86、AE86は混走とする。
4. 耐久レースについては、耐久レース特別規則に準ずる。
5. 上記以外にも各レース区分において参加台数がグリッド数に満たない場合、そのレース区分を他のレース区分との混走とする場合がある。

第35条 レース終了

チェッカーフラッグは優勝者がフィニッシュラインを通過後4分間提示される。

第36条 順位認定

1. 第1位の車両は、規定距離を最短時間で走行した車両とし、すべての車両はそれぞれ達成した周回数が多い順に、また同一周回数を走行完了した車両についてはフィニッシュライン（各々の最終のコントロールライン）通過順に順位を決定する。
2. 走行周回数が先頭車両の走行周回数の90%（小数点以下切り捨て）に達しない車両は、順位認定を受けられない。なお、各レース、シリーズ規則に定められている場合はそちらを優先する。
3. 万一、天候その他の不可抗力により、レースが通常の終了予定前に中止せざるを得ない場合には、本規則第32条に定める手順に従うものとする。

第37条 同着

同着の場合には、同順位の競技者に対し、その順位と次位に与えられる賞とポイントを等分して与える。

第38条 暫定表彰

レース終了後、暫定結果による上位3名のドライバーの暫定表彰をグランドスタンド前で行う。暫定表彰を拒否したドライバーは賞典を受ける権利を放棄したものと見なされる。

第10章 ピット規定

第39条 ピット作業

1. 燃料・オイルの補給
 - ①スプリントレースにおいては公式予選、決勝レースを問わず、競技中の燃料・オイルの補給は認められない。
 - ②耐久レースについては、耐久レース特別規則に準ずる。
2. エンジンの停止
ピット作業中はエンジンを停止させること。エンジン調整を行う場合は一度エンジンを停止の後、再度エンジン始動のこと。
3. その他のピット規定の詳細は2017 岡山国際サーキット・4輪レース一般競技規則第8章に従うこと。

第11章 オーガナイザーの権限

第40条 オーガナイザーの権限

すべての参加者・ドライバー・ピット要員の肖像権およびその参加車両の音声・写真・映像等、報道・放送・放映・出版・電子メディア等に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。

第12章 得点・賞典

第41条 得点

1. 得点基準
 - ①JAF地方選手権シリーズ（F4、スーパーFJ）
 - 1) 本シリーズ得点は、各競技会の成績により上位10位までのドライバーに各レース毎に以下のとおり与えられる。なお得点合計の対象となるレースは、開催された当該部門のレースの合計数の80%（小数点以下四捨五入）とする。ただし、開催された当該部門のレースの合計数が5レースに満たない場合は、開催された当該部門のレースのすべてが得点合計の対象となる。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点
 - 2) 不可抗力によるレース中止の場合の取り扱い
 - (1) ケースA：先頭車両が2周回を終了する前にレースが中止された場合には、得点は与えられない。
 - (2) ケースB：先頭車両が2周回を終了し、かつ当初のレース距離の75%未満で中止された場合には、得点はその半分が与えられる。

(3) ケースC：レースが当初の距離の75%以上を達成して中止された場合には、得点はすべて与えられる。

3) 得点の制限

各部門において、5台以上の車両がスタートしなければ得点は与えられない。また、ポイントは当該レース完走者のみに与えられる。

②OKAYAMAチャレンジカップレースシリーズ

1) 本競技会の得点基準は、完走したドライバーのみに各レース区分または各クラス区分における順位に従って各競技会毎に下記の通り与えられる。また、各クラス区分において2台以上がスタートしなければ得点は与えられない。

【F J 1 6 0 0、AE 8 6、N 1 - 8 6、Nゼロー86、ポルシェトロフィー（A・Bクラス）、ユーノスロードスター、WEST VITA】

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以下
得点	15点	12点	10点	8点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

なお、ポルシェトロフィーレースの得点はクラス別の順位にのみ得点が与えられ、レース総合順位は得点対象とはならない。また、他レース区分との混走レースについても同様とする。

2) 耐久レースの得点

耐久レースの得点基準については、耐久レース特別規則に記す。

3) 最終戦の得点

各レース区分とも上記1)に加えボーナスポイントの3ポイントが加算される。

4) 不可抗力によるレース中止の場合の取り扱い

- (1) ケースA：先頭車両が2周回を終了する前に中止された場合には、得点は与えられない。
- (2) ケースB：先頭車両が2周回を終了し、当初のレース距離の75%未満で中止された場合には、得点はその半分が与えられる。
- (3) ケースC：レースが当初の距離の75%以上を達成して中止された場合には、得点はすべて与えられる。

2. ワンメイクレース

TOYOTA GAZOO Racing ネットスナップヴィッツ 関西シリーズ（NCP131）、TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race、ロードスター・パーティレースⅢ、N-ONE OWNER'S CUP、GLOBAL MX-5 CUP JAPANは各シリーズ規則に従って与えられる。

第42条 賞典

各クラスの賞典の詳細については公式通知もしくは公式プログラムに示す。

第43条 賞典の制限

1. 各レースの賞金の有無については、公式プログラムまたは公式通知に示す。なお、決勝レース出走台数により減額される場合がある。
2. 各大会の賞典、トロフィーの対象は、各レース区分の出走台数により下記の通り制限する。

決勝レース出走台数	賞典対象	トロフィー授与
2台～3台		1位
4台～5台		1位～2位
6台～9台		1位～3位
10台～		1位～6位

※複数クラス混走のレース

スーパーF J・F J 1 6 0 0、AE 8 6・N 1 - 8 6・Nゼロー86、ポルシェトロフィー等においては、各クラス別順位のみ賞典対象とする。

第44条 シリーズランキング

1. シリーズランキングの決定は、シリーズを通じて同一部門にて得た合計得点の高いものより上位とする。
2. 複数ドライバーが同一得点を得た場合は、下記基準を用いて順位を決定する。
 - ① 1位の回数の多いもの。
 - ② 1位の回数と同じ場合は2位の回数が多いもの、というように上位入賞回数の多いものより上位とする。
 - ③ 上記①、②で決定できない場合は、シリーズを通して各々を比較し、先に最高順位を挙げた方を上位とする。
 - ④ 上記①から③でも決定できない場合は、シリーズ組織委員会により決定される。

第45条 シリーズ賞

2017 OKAYAMAチャレンジカップレースシリーズ各クラスのシリーズランキング1～6位の入賞ドライバーにシリーズ賞が与えられる。なお、各クラスのシリーズ開催回数の内3戦以上が成立し、かつ当該クラスにおいて開催したレース数の50% (小数点以下四捨五入) 以上に出場しなければシリーズ賞の対象ドライバーとはならない。

第13章 本規則の適用

第46条 罰則

2017 岡山国際サーキット・4輪レース一般競技規則第9章第45条に準ずる。

第47条 本規則の施行

本特別規則は本規則第1章第1条に示される競技会に適用されるもので、各競技会の参加申込みと同時に有効となる。

OKAYAMAチャレンジカップレース組織委員会